

# 板橋好雄奨学資金

## ～ 令和8年 募集について ～

板橋好雄奨学資金は、旧河東町の板橋好雄さん、ハルノさん夫妻からの寄付金をもとに創設された奨学資金制度です。

他団体の奨学資金制度と併用することが可能です。

**【募集内容】** 令和8年4月の時点で、大学・短期大学・大学院に在学している方のうち、学業が優れていながら経済的理由により修学が困難と認められる方を対象に奨学資金を貸与します。

**【貸与金額】** 50万円（無利子）

一括で貸与し、卒業の6ヵ月後から6年以内に全額を月賦により返還していただきます。

**【申込要件】** 次のすべてに該当する方

- ① 保護者が、会津若松市に引き続き1年以上住所を有していること。
- ② 学力について、原則として出身高校の全教科の学習成績（5段階評定）の平均値が3.5以上であること。
- ③ 所得について、父母または父母に準ずる者のうち、1年間の所得（給与所得は給与収入額から規定の必要経費を控除した額。給与所得以外の所得は所得税法により算出する総所得金額。）の多い者一人において、規定の特別控除額を控除した金額が基準額以下であること。（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

**【募集期間】** 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）※必着

**【募集人数】** 若干名

（裏面もご確認ください）

**【提出書類】**

- ① 板橋好雄奨学資金貸与申請書
  - ② 奨学生推薦調書
    - ・卒業高校等から証明を受けてください。
    - ・学校が封をしたものを開封しないでお持ちください。
  - ③ 世帯全員分の住民票（住民票謄本）
  - ④ 「令和7年度所得・課税・控除証明書」（市役所税務課（令和7年1月1日現在で市外に居住されている方は、転居先の市町村役場）で発行）または「令和6年分源泉徴収票」
    - ・生計同一世帯の中で、18歳以上（学生を除く）の方全員分が必要です。
  - ⑤ 大学・短期大学・大学院における在籍を証する書類の写し
  - ⑥ 連帯保証人の住民票抄本（本籍地の記載のあるもの）
- ※貸与決定後には、印鑑登録証明書をご提出いただきます。

**【提出先】**会津若松市教育委員会教育総務課総務グループ

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 電話 0242-39-1302

**【採用結果】**合否に関わらず、3月下旬に通知します。

**【その他】**

- ① 他団体の奨学資金と併用することができます。
- ② 連帯保証人として、独立の生計を営む成年者2名が必要です。
- ③ 奨学資金の振り込みは、貸与決定後、誓約書等必要書類の提出を受けた後に所要の手続きを経て行います。